

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.5.22 第 189 回国会第 16 号

5 月 22 日（金）、第 16 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・上川法務大臣、葉梨法務副大臣、丹羽文部科学副大臣、大塚法務大臣政務官、中根外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

黒岩宇洋君（民主）

- ・我が国の治安の良さは、再犯率の低さに支えられたものであるから、再犯防止に向けた取組は、広範かつ永続的に行われるべきものであると考えるが、このような趣旨を盛り込んだ新たな宣言を打ち出すことを、犯罪対策閣僚会議に対して提案する考えの有無について、法務大臣に伺いたい。
- ・再犯防止に向けて、就労先の確保が重要であり、既に成果の上がっている協力雇用主に対する謝金制度等以外にも、様々な方策を講ずる必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・再犯防止に向けて重要な帰住先の確保に関し、国の自立更生促進センターの増設予定がなく、民間の更生保護施設の機能強化や自立準備ホームの拡充にも限界があることに鑑みれば、政府の目標を達成することは困難であると考え、今後、どのように取り組むかについて、法務大臣の見解を伺いたい。

階猛君（民主）

- ・昨日開催された法曹養成制度改革顧問会議において示された「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ案）」において、司法試験合格者数の目標が1,500人とされていることについて、将来的な法曹人口を示した上で司法試験合格者数の目標を示すべきであると考え、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・司法制度改革審議会意見書（平成13年6月）において示されている、「平成22年ころに司法試験合格者数3,000人」という目標と、「平成30年ころまでに実働法曹人口5万人」という見込みはどのような関係にあるのか、伺いたい。
- ・平成27年度における法科大学院入学者選抜試験の志願者数が減少したことにより、競争倍率が1.87倍と低くなったのは問題ではないかと考えるが、文部科学副大臣の見解を伺いたい。
- ・法科大学院の司法試験合格率が目標である7～8割に達成しなければ、法科大学院の廃止を含めた抜本的な見直

しをすべきと考えるが、法務大臣及び文部科学副大臣の見解を伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・民事執行法上の財産開示制度について、制度の導入後の財産開示の申立て件数が年1,000件前後であるが、この利用状況についての評価を、法務副大臣に伺いたい。
- ・民事執行法上の財産開示制度においては、不開示に対する強制的な手続がないなどの理由から、諸外国に比べても利用件数が極めて少ないが、このような勝訴判決を得た債権者の権利実現の実効性が確保されていない現状に対して、法務副大臣の見解を伺いたい。
- ・民事執行法上の財産開示制度に関して、今後、実効性確保のための同制度の改正や、裁判所による金融機関等の第三者への財産照会制度を導入すべきだと思うが、法務省の見解を伺いたい。
- ・滞納処分による財産の換価の猶予の見直しにより、納税者からの申請による制度が新設されたが、今後、適正な運用を徹底し、周知をしていく必要性について、国税庁に伺いたい。

重徳和彦君（維新）

- ・刑事裁判管轄権に関し、第一次裁判権が日米地位協定でどのように分配されているのか、伺いたい。
- ・米軍所属の軍人等の犯罪について、我が国が米国から治外法権的扱いをされる理由の一つとして、被疑者の人権が守られないおそれがあるからだと言われている。今国会で提出されている刑事訴訟法の一部改正案に盛り込まれている取調べの可視化の対象事件が裁判員裁判対象事件等に限定されていることについて、こうした国際的観点から、同制度の対象事件を更に広げるべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・現行の被疑者の勾留のルールについて、被疑者の人権擁護の観点から、勾留期間の短縮、早期保釈を認めるなど改善すべき点があると考え、法務大臣政務官の見解

を伺いたい。

- ・我が国では被疑者の取調べへの弁護士の立会いの制度がないなど、日米それぞれにおける被疑者の人権の扱いの違いについて、法務大臣に伺いたい。また、日本の刑事手続を改善することが今後の日米地位協定改正に向けたよりよい交渉材料になると期待されるが、このことについての外務大臣政務官の見解を伺いたい。

畑 野 君 枝君（共産）

- ・千葉県船橋市、市川市、浦安市を含む千葉県京葉地域の住民が不便を被っている実情を考慮すると、この地域に地方裁判所及び家庭裁判所支部を設置すべきと考えるが、最高裁判所当局の見解を伺いたい。
- ・電話、電子メール及び非公開のソーシャル・ネットワーク・サービスの傍受は、人権侵害に当たると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・電話や電子メールの傍受を、どのような装置でどのように行うのか、具体的に伺いたい。

清 水 忠 史君（共産）

- ・2011年に通信傍受を行った事件のうち、2721回も通信を傍受した事件においては犯罪に関連する通信が0件であったが、このようなものでも最小限の傍受であると考えなのか、法務大臣に伺いたい。
- ・傍受令状は、ほぼ100%請求のとおりに発布されているが、令状審査に当たり、犯罪の実行に関連する通信が行われる蓋然性の有無や盗聴以外による事件解決の困難性ということを勘案しているのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・傍受された通信のうち、85%が犯罪と無関係であったということや、令状がほぼ100%請求のとおりに発布されているということなどの問題があるにもかかわらず、適正な手続によって国民の人権を守ることができるといえるのか、法務大臣に伺いたい。